

事務連絡

平成30年11月6日

各

{	都道府県
	指定都市
	中核市

 福祉担当部御中
住宅担当部御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
国土交通省住宅局安心居住推進課

消費税の軽減税率制度導入に向けた対応について

来年10月1日の消費税引き上げに伴い、軽減税率制度が導入されます。

軽減税率制度においては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅(以下「有料老人ホーム等」という。)において提供される一定の要件を満たす食事に対して軽減税率が適用されることとなっております。

※軽減税率制度については、次の資料をご参照ください。

- ・よくわかる消費税軽減税率制度【国税庁】(下記 URL にアクセスし、ダウンロードして下さい。)

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0018006-112.pdf>

- ・別紙1 消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編) ※特に問60、問63

【国税庁消費税軽減税率制度対応室】

- ・別紙2 有料老人ホーム等における制度の概要と関係法令

- ・別紙3 高齢者向け住まいにおける飲食料品の提供に関する消費税の軽減税率に関するQ&A

【高齢者住まい事業者団体連合会】

有料老人ホーム等の事業者においては、軽減税率制度の導入に向けて、

- ・各事業所が提供している食事に対する軽減税率の適用の確認

- ・入居者への周知

- ・会計ソフト等を利用して会計処理を行っている場合、当該ソフトの対応状況の確認

等の対応が必要となります。

担当部局におかれては、軽減税率制度の円滑な施行に向けて、管内の事業者に対して早期に対応を進めるよう周知いただくとともに、事業者に対する研修の機会等も活用した周知をよろしくお願いいたします。